9月19日報道について

本年9月19日、新聞報道等に取り上げられております内容に関して、弊社からのコメントを掲載させて頂きます。

「今般、弊社は、裁量労働制に関し、労使協定を締結する際の過半数代表者の選任手続が 所定のルールに反しており、同制度の適用が無効であるとの指導を労働基準監督署から受 けました。

弊社はこの内容を真摯に受け止め、労働基準監督署の指導のもと、過半数代表者について 法律に沿った信任手続の実施、割増賃金支払いなど改善措置を講じるとともに、社員の健康 確保のため、長時間労働等の対策についても引き続き取り組み、社員が今以上に働きやすい 職場環境となるよう目指してまいります。

お客様ならびに関係各位に大変ご心配をおかけすることになりましたことを心よりお詫び申し上げます。」

平成 30 年 9 月 21 日 株式会社プランテック総合計画事務所 代表取締役社長 来海忠男